

令和元年6月26日現在

機関番号：34601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03171

研究課題名（和文）リモートセンシング技術を用いた中国内蒙古自治区の遼代皇帝陵の同定と文化財調査

研究課題名（英文）Investigation of undiscovered Liao Emperor's mausoleum in Neimenggu:China using remote sensing technique

研究代表者

牟田口 章人（Mutaguchi, Akito）

帝塚山大学・文学部・教授

研究者番号：60744521

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：9世紀から12世紀にかけて中国の内蒙古自治区を本貫地とした騎馬民族・契丹族が築いた遼王朝の陵墓研究を行った。初代皇帝耶律阿保機の従伯父である耶律羽之墓や同時代の附馬贈衛国王という皇族墓出土文物のうち、主に衣装・調度の染織類が当時のユーラシア大陸で傑出した水準を持っていたことが判明した。同時代の我が国は遺存する染織は数少ないが、厳島神社から中尊寺まで各地に遺る染織が遼からもたらされた可能性があることがわかった。また2015年に内蒙古自治区多倫県で発掘された蕭氏貴妃（993年没）墓を内蒙古文物考古学研究所がレーザー計測したデータの提供を受け、墓室のコンピュータグラフィックス動画を製作した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の対象は遼王朝の皇帝一族の陵墓と出土文物である。9～12世紀に栄えた遼王朝の物質文化の水準が極めて高度で、とりわけ染織類については傑出しており、さらに我が国にも多く齎されていたことが分かったことの意義は大きい。また2015年に発掘された蕭氏貴妃墓出土の副葬品の内すべてのガラス器が中央アジア産で天山北路といわれる草原ルートのシルクロードで運ばれたことが分かった意義も大きい。本研究期間中2回の公開報告会を開催し、その内容は新聞及びテレビニュースで取り上げられた。蕭氏貴妃墓については内蒙古文物考古学研究所がレーザー計測したデータをもとに本研究で墓室内のコンピュータグラフィックス映像を制作した。

研究成果の概要（英文）：We made a research on Imperial mausoleums built in the era of the Liao Dynasty of the Qidan horseback race based in the Inner Mongolia, China from AD 915 to AD1125. We researched the clothes unearthed from the mausoleum of Yelu-Yuzu, second cousin of Yelu Abaoji (the first Emperor of Liao Dynasty). Also husband of Infanta who gave a title of Lord Wei had the first-class quality in the Eurasia continent in that period. In the same period, few clothes were found in Japan and we discovered the clothes remaining across Japan, including the Shrine of Itsukushima Jinja and the Temple of Chusonji had been brought from Liao. We also produced computer graphics animation of the mausoleum of Lady Xiao (969-993), wife of Shengzhong the 6th Emperor of Liao which was excavated in Dolonnursiyan prefecture in Inner Mongolia in 2015, based on the data scanned by the Inner Mongolia Archaeological Research Institute.

研究分野：文化財アーカイブス

キーワード：中国内蒙古自治区 遼 契丹 陵墓 染織史 レーザー計測 耶律羽之 蕭氏貴妃

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

10世紀から12世紀にかけて隆盛した遼(契丹)墓の研究は、中国国内で近年開発に伴う発掘報告が激増し進展が著しい。遼時代の皇帝陵や陪陵の研究も中国研究機関の発掘により多くの新知見が紹介されている。こうした中国東北3省や内蒙古自治区を中心とした中国国内の遼代研究の成果は、21世紀以降日本人研究者が訪中して、その多くが日本に紹介されている。本研究は、遼時代の最新の研究成果を我が国に紹介するとともに9人の遼王朝の皇帝のうち未だ葬地がわからない皇帝の陵墓をリモートセンシング技術と現地調査により明らかにしよう、というものである。また遼墓から出土した膨大な副葬品を実際に手にとって調査する機会を中国側から提供してもらい、という得難い機会を得ることが叶った。我が国の平安時代に包含される時代を北方ユーラシアの覇者として君臨した遼の実像に皇帝陵と遼墓からの副葬品を通して迫ろう、というものである。

2. 研究の目的

本研究代表者が衛星画像のリモートセンシング技術で第二代皇帝の太宗陵近くの渓谷に未だ未確認の第4代穆宗の陵墓・陵園＝懷陵と推定できる遺構を解析できたことを契機とし、本研究者と友好関係にある内蒙古博物院及び内蒙古文物考古研究所の協力を得て現地踏査を行い、穆宗の懷陵を実際に確認する事を目的とした。20世紀の前半、在野の鳥居龍蔵や京都大学の田村実造、東京大学の江上波夫等が相次いで内蒙古自治区巴林右旗で発見された遼の第6・7・8代の皇帝陵＝慶陵を発掘調査し、これまで全く知られなかった遼(契丹)時代の文化研究に大きな成果をあげた。しかし続く太平洋戦争ですべての研究は中断を余儀なくされた。21世紀に入り、ようやく70年を経て日本人が再び内蒙古自治区での遼代墓の研究を再開することが叶った。本研究代表者は内蒙古博物院の学術委員会委員であることから、中国側より遼(契丹)時代の墓地より出土した文化財の共同研究の提案を受け、遼(契丹)時代の文化財、とりわけ膨大かつ質の高い絹染織品の分類と研究を中国で行う事となった。この共同研究での日本側の主目的は知られなかった平安期の遼(契丹)と日本の物的交流を、我が国の平安期の伝世絹染織品との相関性を解明することであった。

3. 研究の方法

2016年になり、穆宗の陵園と推定される懷陵地域が外国人に対し立ち入りを制限する未開放地区に指定された。また共同研究の中国側の推進役であった内蒙古博物院の責任者である塔拉院長が交替し、その後任となった陳永志新院長からは研究対象の変更の申し出を受けた。陳院長の申し出では、遼の第6代皇帝・聖宗の妻である蕭氏貴妃墓の共同研究であった。この墓は盗掘により2015年に発見されたばかりであった。中国考古学史上、遼時代の皇帝の妻の発掘は初めてのことなので、膨大な副葬品の調査・修復とリモートセンシング技術を用いた墓の3次元復元の協力を提案された。この提案は本研究の目的の延長線上にあるので、対象を蕭氏貴妃墓に定め3年に亘る調査を行った。内蒙古自治区錫林郭勒盟多倫県蔡木郷にある蕭氏貴妃墓は崩壊の危険と盗掘の防止のために発掘直後に埋め戻されたが、中国側が行ったレーザー計測データを使い、現在は入ることができない蕭氏貴妃墓のVR映像の作成を日本側が行うこととなった。また内蒙古博物院と内蒙古文物考古研究所には蕭氏貴妃墓の出土品を含め、10世紀から12世紀迄の染織資料が数多く保管されているので、これも代表例を3年にわたり調査を行った。内蒙古自治区の博物院、文物考古学研究所には中世の染織研究および染織保存の修復研究に携わるエキスパートがいないので、日本側の研究者は発掘後、最長で70年近く未だ手付かずの状態の遼(契丹)時代染織を可能な限り一点ずつ広げ、全体量の把握、保存状態、分類を行うこと

とした。また、墓室から回収した染織以外の文化財（金銀器・陶磁器・ガラス器等）も実物を調査することとした。

4．研究成果

2016年度は中国・内蒙古博物院（内蒙古自治区呼和浩特市新華東街）の収蔵庫で、同自治区にある昭烏達盟赤峰大営子の遼駙馬贈衛国王墓(1953 発掘)と興安盟代欽塔ラの遼墓(1991 発掘)の2墓より出土した染織類を調査した。調査期間は2016年8月22日から9月2日に及び、12日間を30件の染織の熟覧に当てることが出来た。中国国内で遼(契丹)時代の染織をこれだけ大量に調査したのは、日本の研究者として初めての例となった。両墓は、いずれも遼代初期に属する皇族に匹敵する大貴族の墓で、構造も大きさもよく似ている。築造年代は10世紀半ばに遡る。かかる遼代宮廷文化を背景とした最高級の染織が大量に出土した、という事は染織史の上で極めて重要である。

昭烏達(ジョーオダ)盟赤峰県大営子遼駙馬贈衛国王墓(応暦9年=西暦959年葬)は新中国が成立から間もない1954年に発掘が行われた。発掘報告は考古学報(1957年3期)に上載されている。現地は現在内蒙古自治区赤峰市に属しており、当時は熱河省博物館が中心となり、調査が行われた。駙馬贈衛国王墓は標高1470メートルの藍甲山の東南山麓の緩やかな斜面にある地下墓で、角度20度東西で長さ5メートル、幅1.25メートルの急な墓道を下がると水平になり、そこは奥行き1メートルと狭い甬道である。墓道の床は石灰と土を混ぜて突き固めた三和土締めで、壁面は草を焼いた灰を塗っていた。甬道は磚敷きで、墓の入り口は花崗岩を穿いて門を取り付けている。両開きの門扉は高さ1.2メートル、それぞれ幅は66センチと小型のものである。門扉には人物図が描かれていたが発掘当時、不鮮明で最早詳細は分からない。蒼穹形天井を持ち、前・中・後と3室があり、さらに前室には左右の側室(耳室)がある。墓室内の床には正方形の磚を敷き詰めていた。壁面は長方形の磚積みで、その上から白い石灰を塗っていた。築造当初、中室入口には松柏製の門扉が設けられ、中室には松柏製の屍牆(床)が置かれていた。屍牆は小建造物のような形をしており、発掘時は縦3.1メートル、横3.8メートル、高さ2.7メートルあった。上部構造は過去に墓泥棒に荒らされた時に壊され、詳細は分からない。

染織については大量の金銀糸を使用した製品が出土している。金糸入り織物断片には2種類が見られ、ひとつは綾織に金糸を織り込んだいわゆる金襴に分類されるもの、もうひとつは錦地に金糸を織り込んだものである。この2種の織物の金糸は、地組織と関係なく、文様をあらわすためだけに織り込まれている。同様の織物としては、12世紀以降「納失失」などと呼ばれアジアに広まった金襴が知られているが、それ以前の作例は報告事例が極めて少なく、これまで金襴成立の経緯は明らかでなかった。金糸を用いた加飾は古くから行われていたが、金糸は織物用の絹糸と比較すると太く硬質で、絹糸と併用して織り込むのが難しいため、手間はかかるが刺繍や綴織に用いられることが主であった。いっぽう錦においては、9世紀末以降ごく僅かながら色糸とともに金糸を織り込む作例が見られるようになる。10世紀半ばの遺品である附馬墓出土の金糸入り織物断片はその数少ない作例であり、とりわけ錦地のものは地組織に9世紀から12世紀に隆盛した「遼式緯錦」の技法が用いられた特異な例である。この金入り錦の存在は、より多彩な染織品を求めるなかで錦などの織物に金の輝きを加えるようになり、これが金襴を誕生させるもとになったことを物語る。古代の錦は「遼式緯錦」を以て技術の最盛期を迎え、その後衰退してゆく。12~13世紀になると入れ替わるようにして「糸錦」と呼ばれる織り方を簡略化した錦が出現するが、その背景には金糸と色糸をより簡単に織り込もうとする意図

がうかがえる。実際に、近年平等院鳳凰堂の阿弥陀如来座像の台座から発見された 11 世紀の作例と考えられる織物断片や、修善寺の承元 4 年（1210）の銘を持つ大日如来像内から発見された袋の裂には糸錦に金糸が織り込まれており、このことから金糸の使用が糸錦および金襴の興隆に深く関わっていると考えられる。その後、金糸だけで文様をあらわす金襴が誕生し、日本へもたらされて袷裳や表装裂に愛用され、いっぽう糸錦は唐織物へと展開し、日本の公家装束や能装束にも大きな影響を与えた。

興安盟代欽塔拉の遼墓出土染織は、上着に当たる袍の下に着る內衣が多く、保存状態も良好であった。內衣という性格上、色系を使う錦や刺繍の製品はなく、殆どが綾織で夏の內衣に使われた、と思われる薄物の羅の製品もあった。これらの綾製品には我が国の平安期の伝世品、とりわけ京都神護寺につたわる 12 世紀の一切経を包んだ経帙の裏地とよく似ている。神護寺経の経帙の表地も調査により遼から舶載された錦が多く使われていた。国風文化のシンボルのように思われていた神護寺経の荘厳に遼の染織が大量に使われていたことは、鎖国状態のように思われていた我が国の平安時代の文化の再考を促す大きな発見となった。

発掘品の中でも蕭氏貴妃墓から出土した 4 点のガラス器は特筆すべきものであった。把手付杯が一点、そして把手付きの小型瓶が 3 点である。この小型瓶はいずれも中央アジアの製品であることが東京理科大学の中井泉教授が行ったガラス成分の分析調査で明らかになった。また使用目的は当時の宋には中近東から齎されたことが記録に残る薔薇水入れであり、中央アジアでは蒸留による 10 世紀に薔薇水の大量製造法が発明されたことから、現在のウズベキスタンに当たる地方から天山北路の草原の道を通じて遼の宮廷に運ばれたことが明らかにされた。このように本研究により、これまで僅かで断片的な遼（契丹）王朝の宮廷文化の実態が多く明らかにされた意義は大きい、といえる。

2017 年度には内蒙古文物考古研究所の蓋志勇副所長等を招請し、奈良県立橿原考古学研究所で公開報告会を開催した。この報告会の発表内容は新聞紙面やテレビニュースで取り上げられ、遼代文化への日本側の関心が極めて高いことが証明された。

とりわけ蕭氏貴妃墓の発掘を指導した蓋志勇内蒙古文物考古研究所副所長が報告した内容は、これまでの遼墓研究の集大成ともいえる多くの知見を我が国にもたらしてくれた。蕭氏貴妃墓出土の白磁碗の底に「梁」という墨書銘があった。遼代を記録した歴史書の遼史によれば遼の 6 代皇帝であった聖宗は皇太子時代に梁王に封じられている。この梁の一字から蕭氏貴妃は皇太子の聖宗と未成年同士で婚姻を結んでいたことが判明した。また二人が暮らした東宮殿で使われた什器が貴妃となってからも使われていたことがわかった。遼の宮廷では中国からもたらされた陶磁器が如何に大事に使われたかが、この墨書の一文字で分かる。また中国側の周辺遺跡の調査から聖宗が蕭氏貴妃の死後、墓の周辺を幾年にも亘って訪ね、行宮を造営していたことが判明した。このように遼という文字資料が極めて少ない騎馬民族王朝の宮廷の生々しい様子が解明され、日本でもいち早く最新成果を知ることができた意義は極めて大きい、といえる。蕭氏貴妃墓が発掘調査された直後、内蒙古文物考古研究所は墓とその周辺でレーザー 3 次元計測を実施した。研究所からは日中共同でこのデータを元にした VR 映像の製作やコンピューターグラフィックス（CG）による動画製作の共同製作が提案された。

さて、中国国内で外国人が許可なく測量調査等を行うことは違法であり、GPS を用いた測量、温泉掘削などの地質調査、生態調査、考古学調査等に從事して地理情報を窃取すると、「国家安全に危害を与えた」として国家安全部（局）に拘束される可能性がある。

蕭氏貴妃墓のレーザースキャンしたデータには地理情報が伴うため、中国の国内法に触れないように慎重に協議を重ね、最終的には全データの提供を受けることが叶った。

また蕭氏貴妃墓から出土したガラス器は当初土圧により破砕されていたが、日本側が協力して修復を行い、完成した成果を日本側が3Dデータ化して中国側に提供した。この墓の画像化した成果は、コンピューターグラフィックスの動画として中国側にこれも提供を行った。

一方、遼と同時代の中国宋の記録には、遼の織物と騎馬民族独特のファッションがあまりに流行ったので度々宋では禁令が出たことが記されている。本研究の染織調査により遼の染織類は宋を含め、同時代のユーラシア大陸のどの王朝をも凌駕する傑出した水準を誇っていることがわかり、記録を裏付けることができた。また遼で織られた織物類は中尊寺金色堂や厳島神社にも伝わり、当時の遼と日本の物的交流の実態が解明出来る契機ができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

牟田口章人

「蕭氏貴妃墓発見のガラス器と修理」日本ガラス工芸学会 GLASS 2018-60

「内蒙古博物院における遼時代高級貴族墓出土遺物の調査 第一報」帝塚山大学文学部紀要2017

桑原有寿子

「契丹・駙馬贈衛国王墓出土染織品について」『美学論究』34号 2019-03 関西学院大学文学部美学芸術学研究室

〔学会発表〕(計6件)

研究代表者 牟田口章人分

日本ガラス工芸学会 2017年11月

題目：遼・蕭氏貴妃墓発掘のガラス器と修復

『帝塚山プラットフォーム』の構築による学際的『奈良学』研究の推進の一環として行った日中交流学術報告会 2018年2月

題目：「金の冠 銀のブーツ 遼代王妃墓の謎を探る」

開催場所：奈良県立橿原考古学研究所

『帝塚山プラットフォーム』の構築による学際的『奈良学』研究の推進の一環として行った学術報告会2019年2月

題目：十世紀アジア 世界の精華 ～遼代の宮廷文化と平安文化を探る～

開催場所：大和文華館

日本モンゴル学会 2019年5月

題目：「遼・蕭氏貴妃墓発掘ガラス器の日中共同修復事業と墓室内のVR復原」

研究分担者桑原有寿子担当分

第70回美術史学会全国大会 2017年5月

題目：金襴及び糸錦の成立に関する試論 -駙馬贈衛国王墓出土の金糸入り錦を手掛かりに-

第37回国際服飾学会大会 2018年4月

題目：極楽に咲く花 宝相華文様にみる染織品の仏教性に関する一試論

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：桑原有寿子

ローマ字氏名：Kuwabara Yuzuko

所属研究機関名：九州国立博物館

部局名：企画課

職名：アソシエイトフェロー

研究者番号（8桁）：50784039

研究分担者氏名：河上繁樹

ローマ字氏名：Kawakami Shigeki

所属研究機関名：関西学院大学

部局名：文学部

職名：教授

研究者番号（8桁）：10224734

(2)研究協力者

研究協力者氏名：田中陽子

ローマ字氏名：Tanaka Youko

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。